

## 規 則

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四十三号

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則

埼玉県庁舎管理規則（昭和四十二年埼玉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表農林総合研究センター及び病虫害防除所の庁舎の項中「農林総合研究センター及び」を「農業技術研究センター及び」に「農林総合研究センター所長」を「農業技術研究センター所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。